

議案第 9 号

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、別紙のとおり関係市町村間で協議の上定めることについて、同法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

理 由

介護認定審査会の委員の負担軽減を図ることにより、効率的かつ円滑な介護認定を行うため、委員の定数を増員しようとするものである。

別紙

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議書

渋川地域介護認定審査会共同設置規約を下記の渋川地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約により変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、関係市町村間で協議の上定めるものとする。

記

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約
渋川地域介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「31人」を「50人以内」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年 月 日

渋川市長 高木 勉

榛東村長 真塩 卓

吉岡町長 柴崎 徳一郎

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(委員) 第4条 (略) 2 (略) 3 審査会の委員の定数は、<u>50人以内</u>とする。</p>	<p>(委員) 第4条 (略) 2 (略) 3 審査会の委員の定数は、<u>31人</u>とする。</p>